

人権啓発資料の提供及び貸出について

令和5年4月

京都府文化生活部人権啓発推進室

京都府及び京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）では、各種団体等が実施する人権啓発に関する行事等で広く活用いただけるよう、下記のとおり、啓発冊子等の提供、啓発DVD・パネルの貸出を行います。

記

1 啓発冊子等の提供

(1) 提供資料

啓発冊子、啓発物品

(2) 提供対象者

人権啓発に関する行事等において啓発資料の使用を希望する各種団体等

※個人が私的利用のために希望する場合は（6）参照

(3) 提供条件

① 使用料：無料

② 受取方法：来庁または郵送（着払いを原則とします）

③ 使用上の注意

- ・ 営利目的の活動には使用できません。
- ・ 行事等終了後、残部については原則として廃棄せず、京都府（京都人権啓発推進会議にあっては事務局。以下同じ。）に返却するか、使用者の窓口で配布するなど有効に活用してください。

④ その他

- ・ 保有数量不足その他の理由により、希望どおり提供できない場合があります。

(4) 申込み方法

原則として提供希望日の1週間前までに、人権啓発資料提供申込書（様式1-1）を京都府に提出してください。

(5) 使用報告

人権啓発に関する行事等の終了後は、速やかに人権啓発資料使用報告書（様式3）を京都府に提出してください。

(6) 私的利用

個人が私的利用のために希望する場合は、各資料につき概ね5部以内の希望部数を、上記に準じて提供します。

この場合、申込書は様式1-2を使用してください。また、報告書の提出は不要です。

2 啓発資料の貸出

(1) 貸出資料

人権啓発DVD、人権啓発パネル

(2) 貸出対象者

人権啓発に関する行事等において啓発資料の使用を希望する各種団体等

(3) 貸出条件

- ① 貸出期間：原則として7日間以内（これを超える場合は相談してください。）
- ② 使用料：無料
- ③ 受取方法：来庁または郵送（着払いを原則とします）
- ④ 返却方法：来庁または郵送（送料は借受人にて負担願います。）
- ⑤ 使用上の注意
 - ・ 営利目的の活動には使用できません。
 - ・ 啓発資料の第三者への譲渡及び転貸並びに複製をしてはいけません。
 - ・ 使用に伴って借受人が被った被害、または借受人が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対し、京都府は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負いません。
 - ・ 啓発資料を損傷または紛失した場合は、速やかに京都府に報告するとともに、借受人の責任と負担により、現状に復してください。
- ⑤ その他
 - ・ 貸出中その他の理由により、希望どおり貸出できない場合があります。

(4) 申込み方法

原則として貸出希望日の1週間前までに、人権啓発資料貸出申込書（様式2）を京都府に提出してください。

(5) 使用報告

人権啓発に関する行事等の終了後は、速やかに啓発資料を返却するとともに、人権啓発資料使用報告書（様式3）を京都府に提出してください。

【問合せ先】

京都府文化生活部人権啓発推進室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4267

FAX：075-414-4268

Email：jinken@pref.kyoto.lg.jp